
プロジェクト	「見積りの不確実性の発生要因」及び「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に関する開示
項目	公開草案に寄せられたコメントへの対応案（会計方針の開示）

本資料の目的

1. 企業会計基準委員会は、2019 年 10 月 30 日に、企業会計基準公開草案第 69 号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準（案）」（以下「本公開草案」という。）を公表した。
2. 本公開草案に対するコメント期間は 2020 年 1 月 10 日に締め切られ、9 通（団体 8 通、個人 1 通）のコメント・レターが寄せられた。
3. 本資料は、寄せられたコメントの概要のうち主なものに対する対応案を検討することを目的としており、審議事項(5)参考資料 2 のコメント対応表のうち主要な事項について記載している。

【検討項目 1】 総論

4. 本公開草案全体に対して、総論として次の意見が寄せられている。

【検討項目 1-1】 本会計基準の改正の必要性や背景に関する説明の追加

【検討項目 1-2】 本公開草案と IASB 公開草案「会計方針の開示 (IAS 第 1 号及び IFRS 実務記述書第 2 号の修正案)」との関係

5. 以下では、上記の各論点について、コメントの概要と対応案を検討する。

【検討項目 1-1】（本会計基準の改正の必要性や背景に関する説明の追加）

本会計基準の改正の必要性や背景に関する説明が不十分であるため、会計基準として公表する際には、その点について事実即して十分に説明が行われる必要がある。

本会計基準を公表する場合には、改正の背景を適用指針の中で明確にして頂きたい。

本公開草案開発に至る経緯

6. 基準諮問会議は、第32回基準諮問会議（2018年3月8日開催）において、新規テーマとして提案されていた「経営者が会計方針を適用する過程で行った判断」及び「見積りの不確実性の発生要因」に関する注記情報の充実（提案者：日本公認会計士協会及び日本証券アナリスト協会）への対応について、ディスクロージャー専門委員会に国際的な動向も含め開示全体の動向を踏まえ、当該開示を行う場合の具体的な範囲や、当該開示を行った場合の有用性について検討することを依頼した。
7. これに対し、ディスクロージャー専門委員会は、2018年11月に基準諮問会議に報告を行っている。
8. 第7項の報告に至るまでの「経営者が会計方針を適用する過程で行った判断」に関する検討の過程で、IFRS基準においては、取引その他の事象又は状況に具体的に当てはまる会計基準が存在しない場合においても会計方針を定めることが求められており¹、当該会計方針が重要である場合には、重要な会計方針として開示することが求められているものの、日本基準ではそのような場合の開示についての会計基準上の定めは明らかではなく、開示の実態も様々であるといった違いがあることが見出された。
9. 検討の結果、ディスクロージャー専門委員会は、基準諮問会議に対し、会計処理の対象となる会計事象等（取引及び事象）に関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続の開示上の取扱いを明らかにして、財務諸表利用者にとって不可欠な情報が提供されるようにすることは有用であると考えられる旨の報告を行った。
10. 本公開草案は、当該報告を受けて基準諮問会議が企業会計基準委員会に対して行ったテーマ提言に対応して開発されたものである。

事務局対応案

11. 本資料第6項から第10項までの内容を次のように要約し、コメントへの対応に記載することが考えられるかどうか。

本公開草案は、基準諮問会議に寄せられた「経営者が会計方針を適用する過程で行った判断」に関する注記情報の充実への対応について、基準諮問会議からの依頼に基づきディスクロージャー専門委員会が検討を行った過程で、我が国の会計基準においては取引その他の事象又は状況に具体的に当てはまる会計基準が存在しない場合の開示についての会計基準上の定めは明らかではなく、開示の実態も様々であるとい

¹ IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」第10項及び第11項

た違いあることが見出されたことを契機に開発したものである。

ディスクロージャー専門委員会は、検討の結果、基準諮問会議に対し、会計処理の対象となる会計事象等（取引及び事象）に関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続の開示上の取扱いを明らかにして、財務諸表利用者にとって不可欠な情報が提供されるようにすることは有用であると考えられる旨の報告を行った。

基準諮問会議は、これを受けて、企業会計基準委員会に対して「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に関する注記情報の充実を会計基準開発の新規テーマとすることを提言し、企業会計基準委員会はこれを受けて本公開草案を開発した。

【検討項目 1-2】（本公開草案と IASB 公開草案「会計方針の開示（IAS 第 1 号及び IFRS 実務記述書第 2 号の修正案）」との関係）

現在 IASB で、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」及び IFRS 実務記述書第 2 号「重要性の判断の行使」の修正（公開草案、2019 年）が検討されている。ここでは、「具体的に当てはまる IFRS 基準がない場合に、IAS 第 8 号に従って策定された」会計方針を、重要性があり開示すべき会計方針の例として挙げる事が提案されているなど、本公開草案の内容と重なる部分がある。IFRS との整合性の観点から、本件は IASB の結論を待つ必要があるのではないか。

事務局対応案

12. 本公開草案は、我が国の財務諸表の開示の枠組みにおける注記情報の充実に関する基準諮問会議からの提言により検討されているものである。また、抜本的な改正を意図するものではなく、基本的には企業会計原則の定めを引き継いだものとなっている。よって、IFRS と整合性を図ることを目的としていないため、IASB の検討の内容を採り入れる必要はないものと考えられる。
13. なお、IASB 公開草案「会計方針の開示（IAS 第 1 号及び IFRS 実務記述書第 2 号の修正案）」に対する当委員会からのコメント・レターでは、具体的に当てはまる会計基準がない場合に策定された会計方針は、我が国の会計基準において重要な会計方針として長いこと扱われ、そして、その概念は広く受け入れられているとしている。

ディスカッション・ポイント

主な寄せられたコメントに対する対応について、ご質問やご意見があればいただきたい。

以 上